

愛西市議会 政治倫理審査会より

議長より口頭注意

愛西市議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号及び同条例第6条に基づき、令和4年1月21日から、5回にわたり吉川三津子議員を審査請求対象とする政治倫理審査会が行われました。

第1回審査会では、議会事務局より審査会の設置や審査結果の措置、審査請求の経緯などについて説明がされました。

第2回審査会にて審査請求代表者からの補足説明とそれに対する質疑応答が行われ、第3回審査会では審査請求対象者から該当条項それぞれに対する陳述及び弁明とそれに対する質疑応答が行わ

れました。これらを受けて、第4回審査会では審査請求の対象となる事由を精査しました。該当条項それぞれに対し、条例に違反すると考えるかなど委員の意見交換が行われ、途中、傍聴していた審査請求対象者から一部弁明も行われました。

第5回審査会では報告書審査会長(案)を元に審査結果の内容を決定し、愛西市議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号及び同条例第6条の違反の有無に関し議長の判断に委ねることとしました。附帯意見と各回の要点記録を報告書に添付し、2月25日に審査会長より議長へ提出しました。

報告書を受け、3月4日に議会運営委員会が開

催されました。議長の判断が示され、「慎重に審査を進めていただいたと思

うが、疑わしい部分への確たる証拠も見出せなかつたのも事実のようであり、結果、口頭注意が相当と判断した」という内容でした。議会運営委員会は議長による「口頭注意」という吉川三津子議員への措置について了承しました。

審査結果報告書

令和3年7月に発行された市民団体のチラシの連絡先について、8月6日の全員協議会でわかりませんと答えたと

令和4年2月10日の審査会において、当時はおろからないと答えたが、今は誰かを知っていると回答している。

議会公式の場である全員協議会の発言については、事後においても、自身が誤りと気づいた時点で速やかに訂正すべきであり、議員のこうした対応は不誠実であった。条例第4条に規定する、市民の代表者として品位と名誉を損なう行為に抵触する部分があった。

○NPO法人の事業で報酬を受領したこと。NPO法人が指定管理者になっている児童館のトイレ改

修要望を平成30年6月の一般質問で取り上げたことと、議員がNPO法人の経営に実質的に携わっているのではないかということ

審査の過程において、議員は、自身が法令上NPO法人の経営に関われないことを主張した。

しかしながら、議員は、令和3年12月8日の一般質問において、指定管理者の活動に主体的に関わっているかのような発言を議会の本会議の場で行なっている。また、議員は、

指定管理者の活動について自身のSNSを通じて市民に広く発信している。加えて、議員と指定管理者との関係を疑わせる内容が記載された、市民からの匿名の投書が議会に届いたこともあった。

確かに当該NPO法人の役員になっていないことは確認できた。こうした

議員の一連の言動はあるが、市の指定管理者の経営に実質的に携わっているとは判断できなかった。

政治倫理条例の趣旨は、議員自身が襟を正し、議員としての品格や倫理を保ち、市民全体の利益を守るために制定されたものである。この点、市の特定の指定管理者と議員の関わりについても、市民から疑惑を持たれることのないような慎重な行動を本来取るべきであった。

結論

以上から、本審査請求については、

- ① 議会の公式の場における発言を訂正しなかったこと
- ② 市の特定の指定管理者との関係性を市民から疑われるような言動を行ったこと

について報告し、議長に委ねる。